

メール 「一人ひとりを大切に、違いは宝物」元気で笑顔あふれる学校

にしおか NO.1

豊中市立西丘小学校「学校だより」 令和6年(2024年)4月8日発行



西丘ホームページ <http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/nisioka/>

ご入学・ご進級 おめでとうございます！

4月5日、ピカピカの新入生82名が入学しました。今年度は、新6年生が在校生として4年ぶりに式に参加し、代表あいさつとして劇を披露してくれ、1年生のドキドキをワクワクに変えてくれました。また、前日準備から後片付けまで在校生代表としての役割をしっかりと果たしてくれました。6年生のみなさん、ありがとう！私からは、「学校のすてきなところ」について話しました。「うれしい気持ちを伝えられる」「優しい人がたくさんいる」「知らないことをいっぱい知れる」ところであることを伝えると1年生の目がキラキラと光っていました。学校には、まだまだすてきなことがいっぱいあります。

そして、本日は着任式・始業式でした。進級してあらたなクラスメートや先生たちと出会い、きっとそれぞれの学年、学級でよいスタートを切れたと思います。お家でも話を聞いてあげてください。

今年度も「一人ひとりを大切に、違いは宝物」元気で笑顔あふれる学校、「学校・家庭・地域の笑顔をひとつに」つながりあうことを大切にする学校をめざします。「学校教育目標」の実現に向けて、教職員一同力を合わせ精一杯努めてまいります。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

学校教育目標 夢や希望に向かって心豊かにたくましく生きる子どもの育成



求める学校像

「一人ひとりを大切に、違いは宝物」元気で笑顔あふれる学校
「学校・家庭・地域の笑顔をひとつに」つながりあうことを大切にする学校

毎日の教育活動の中で求める具体的な子ども像

「しっかり聴き、深く考え、思いを伝える子ども」
心にゆとりを持つことができる子ども



あいさつで
あいてより
いつも
さきに やさしいきもちを
つたえよう



にしおかしょうがっこうの子 
ここにこ えがおが あふれる 子
しっかり まなび かんがえる 子
おもいやりが あひ やさしい 子
からだと ころろを きたえる 子

学級編成・教科担任制について

今年度も1学級あたりの人数減による指導の充実の為に、6年生は加配教員や校内の弾力的運用によりプラス1で担任を配置し、国定数では3クラスのところを4クラスに分けています。少人数学級で一層の学習・生活習慣の確立、指導の充実にあたります。

また、高学年を中心に教科担任制を実施します。学級担任だけではなく、学年で情報共有しながら児童理解を深めていきます。また、教員が受け持つ教科を限定して質の高い授業ができるよう研究を進めます。学年ごとに実施形態が違いますので、詳細は学年だより等でお伝えしていきます。

児童数(4月8日現在)

	1組	2組	3組	4組	合計
1年	28	27	27		82
2年	34	34	34		102
3年	34	35	35		104
4年	31	30	31		92
5年	29	29	28	29	115
6年	31	30	31	30	122
合 計					617

※裏面に続きます

豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

〇よろしく申し上げます

このたび西丘小学校の校長に着任しました、目黒衆です。前任の栗林校長のあとをしっ
かり引き継ぎ、皆様から信頼される学校づくりを更に進めて参りたいと思います。教頭と
して本校に赴任してから6年目になります。皆さまのご支援・ご協力のおかげで子どもた
ちは安心して学校へ来ることができ、貴重な体験もたくさんさせていただいています。本
当に感謝申し上げます。地域の方々、PTA、保護者の皆さまに支えていただきながら、
教職員が一体となって「子どもたちが幸せになれる学校」にしていきます。

気になる事があればどんなことでも気軽にお声をかけていただければ幸いです。どうぞ、
よろしく願いいたします。

学校における携帯電話の取扱いについて

教育委員会より「豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針」（下
に掲載）が出されています。本校は、これまで通り児童の携帯電話の持ち込み「原則禁
止」です。

携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合
は、担任を通じて校長に申し出て、校長の判断により例外を認めるものとしています。
認められた場合は同意確認書を提出していただくことになります。さまざまなネット
のトラブルにあわないよう学校で引き続き指導していきますが、ご家庭でも親子でルー
ルを決めて使用させるようお願いいたします。

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どお
り「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情が
ある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(同意確認書)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、
一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から
保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持っ
て、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必
要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、その
ルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介
したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このこ
とから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじ
め、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要が
あります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考え、
ルールを設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

